

令和 6 年 度

春日市人事行政の運営等の状況について

春日市総務部人事課

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任命権者別職員数（令和6年4月1日現在）

ア 常勤職員（会計年度任用職員を除く。）

区 分	令和5年度	令和6年度	増減数
議会事務局	6人	6人	
市長事務部局	365人	369人	+4人
教育委員会事務局	30人	31人	+1人
選挙管理委員会事務局	2人	2人	
監査委員事務局	3人	3人	
農業委員会事務局	1人	1人	
合 計	407人	412人	+5人

※ 新規採用職員は、配属先に計上しています。

※ 暫定再任用職員（常勤：週5日）を含みます。

※ 選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、市長事務部局と併任となっています。

※ 会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき任用された職員です（以下同じ。）。

イ 会計年度任用職員

区 分	令和5年度	令和6年度	増減数
議会事務局	0人	0人	
市長事務部局	164人	171人	+7人
教育委員会事務局	79人	73人	-6人
選挙管理委員会事務局	1人	0人	-1人
監査委員事務局	0人	0人	
農業委員会事務局	0人	0人	
合 計	244人	244人	±0人

(2) 類似団体との職員数比較

普通会計における人口1,000人当たりの職員数

春日市
3.20人

※ 普通会計の職員数は、特別職（市長、副市長、教育長）及び公営企業等会計部門の職員（下水道・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の業務に従事する職員）を除く全ての職員数です。

(3) 採用者数及び退職者数

職 種 (採用職種)	令和 5 年度		令和 6 年度
	採用者数	退職者数	採用者数
一般事務	2 2 人	1 2 (1) 人	1 0 (1) 人
保健師	—	—	—
保育士	2 人	—	—
土木技師	4 (1) 人	1 人	3 人
文化財技師	—	—	2 人
合 計	2 8 (1) 人	1 3 (1) 人	1 5 (1) 人

※ () 内は、暫定再任用職員の人数 (内数) です。

退職者の内訳 (令和 5 年度)

区 分	行政職	福祉職	合 計
定年退職	2 人	0 人	2 人
その他の退職	1 1 (1) 人	0 人	1 1 (1) 人

※定年退職は、定年前再任用短時間勤務職員への降任も含みます。

※ () 内は、暫定再任用職員の人数 (内数) です。

2 人事評価の状況

組織の業績向上と職員の育成を図ることを目的とし、平成 2 0 年度から目標管理の手法を取り入れた人事評価制度を実施しています。

平成 2 1 年度からの評価の結果を、勤勉手当等の処遇に反映させています。

3 職員の給与等の状況 (令和 6 年度)

(1) 一般行政職の級別職員数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
主な職名	主事	主事	主任	係長 主査	課長補佐 統括係長	課長	部長
職員数	3 5 人	1 4 人	1 2 2 人	4 4 人	7 2 人	3 6 人	1 0 人

※ 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職、福祉職などの職員を除いたものです。

※ 暫定再任用職員は集計の対象から除きます (以下同じ。)

(2) 職員の初任給、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分		初 任 給	平均年齢 (4月1日現在)	平均給料月額 (4月分)	平均給与月額 (4月分)
一般 行政職	大学卒	196,200 円	41.5 歳	323,400 円	423,500 円
	短大卒	181,800 円			
	高校卒	170,900 円			

※ 職員の給与とは、給料と諸手当の合計額です。

※ 給料は、職務の種類と内容、職責に応じて条例で定められた給料表に基づく額が支給されます。

※ 平均給与月額には、期末手当及び勤勉手当は含まれていません。

(3) 職員の手当（月額）

① 扶養手当

配偶者	6,500円	
扶養親族たる子	1人につき	10,000円
	特定期間（※）の子	5,000円加算
扶養親族たる父母等	1人につき	6,500円

※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間

② 地域手当 （給料月額＋管理職手当＋扶養手当）×10％

③ 住居手当

借家、借間	月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に家賃に応じて定める額を支給する（上限28,000円）。
-------	--

④ 通勤手当

ア 交通機関等の利用者

運賃等の相当額を支給する（月額55,000円を限度）。

イ 自動車等の使用者

距離に応じて定める額を支給する（通勤距離が片道2km以上の場合に支給する。月額27,600円を限度）。

※ 通勤距離は、合理的かつ最短距離のもの。

⑤ 特殊勤務手当

徴収手当	月額	6,000円
社会福祉業務手当	月額	5,000円
消防業務手当	月額	2,500円
行旅病人取扱手当	1人につき	1,000円
死人取扱手当	1体につき	2,000円

⑥ 管理職手当

職位	部長級	課長級	保育所長	指導主事	安全安心課主幹
支給額	77,400円	62,300円	51,900円	25,000円	10,000円

⑦ 管理職員特別勤務手当

管理職が、災害時等の臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合に支給する。

令和5年度決算額	183,800円
----------	----------

⑧ 時間外勤務手当、休日勤務手当

令和5年度決算額	134,780,532円
----------	--------------

⑨ 期末手当、勤勉手当の支給率（令和5年度）

区 分	6月支給	12月支給	年間合計
期末手当	1. 2月分	1. 25月分	2. 45月分
勤勉手当	1. 0月分	1. 05月分	2. 05月分
合 計	2. 2月分	2. 3月分	4. 5月分

職務の級による加算措置

級	3級	4級・5級	6級・7級
加算率	5%	10%	15%

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

- ① 1週間の勤務時間 38時間45分 （1日当たり7時間45分）
- ② 勤務時間の割り振り 基本的な勤務時間 午前8時30分から午後5時まで
（休憩時間 午後0時15分から午後1時まで）

※ 施設などにおける変則勤務あり。

(2) 休暇

年次有給休暇	1年度につき20日を付与。翌年度に20日を上限として繰り越しできる。→令和5年度の平均取得日数 14.8日（令和4年度14.7日）
--------	---

病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
特別休暇	選挙権の行使、裁判員としての出頭、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
介護休暇	介護が必要な状態にある家族を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇（無給）
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合の休暇（無給）

(3) 育児休業の取得者数

項 目		令和4年度	令和5年度
育児休業取得者数	男性職員	4人	13人
	女性職員	16人	18人
育児部分休業取得者数	男性職員	0人	0人
	女性職員	7人	9人

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の勤務実績が良くない場合や、疾病等の理由によりその職責を果たせない場合等に、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために行う不利益処分のことをいいます。

令和5年度の分限処分者数

区 分	休職	降任	免職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	7人	0人	0人	0人	7人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	7人	0人	0人	0人	7人

※ 上記の人数は、分限処分を受けた職員の実人数です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に行う不利益処分のことをいいます。

令和５年度の懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	０人	０人	０人	０人	０人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	０人	０人	０人	０人	０人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	１人	４人	０人	１人	６人
合 計	１人	４人	０人	１人	６人

6 サービスの状況

地方公務員法により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、職員には、同法により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の義務等が課せられています。

春日市では、職員に対し、必要に応じて綱紀の保持に係る通知を行うなど、服務規律の徹底を図っています。

(1) 職務に専念する義務の免除の状況

春日市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに、職務に専念する義務が免除されることがあります。

区 分	令和４年度	令和５年度
職務に専念する義務の免除	６４件	４１件

(2) 営利企業への従事等の許可状況

職員は、営利企業の役員になったり、報酬を得て事業や事務に従事したりすることはできません。ただし、職務の遂行に支障や影響がなく、地方公務員としての信用を傷つけるおそれがない場合は、許可されることがあります。

区 分	令和４年度	令和５年度
営利企業等の従事の許可	３３件	３６件

7 研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

総事業費 3, 727千円

区分	主な内容・派遣先	コース・回数	受講人数
自主開催 研修	管理・監督職研修 文書事務研修など	22コース (37回)	1, 796人
派遣研修	福岡県市町村職員研修所 市町村職員中央研修所など	103コース (103回)	200人
合 計		125コース (140回)	1, 996人

8 職員の福祉等の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を計画的に実施しています。

(1) 職員互助会

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び市助成金で運営しています。

主な事業内容

① 福利厚生事業

- ア レクリエーション用品貸出
- イ 全員参加型事業
- ウ クラブ活動助成 など

② 慶弔給付事業（※市助成金対象外）

- ア 結婚祝金
- イ 出産祝金
- ウ 傷病見舞金
- エ 死亡弔慰金 など

③ 貸付事業

職員の福利厚生事業にかかる経費と互助会に対する公費負担の状況

年度	①福利厚生 事業に係る 市の決算（予 算）額	②職員互助 会への公費 負担額	③会員掛金 総額	④互助会 会員数	⑤会員一人当た りの公費補助金 額	⑥公費負 担率
		【A】	【B】	【C】	A/C	A/（A+B）
令和5年度 決算	16, 533 千円	4, 550 千円	5, 327 千円	421人	10, 808円	46. 1%
令和6年度 予算	24, 183 千円	7, 245 千円	8, 192 千円	422人	17, 169円	46. 9%

※ ①の福利厚生事業に係る市の決算（予算）額については、市が行う職員の健康診断やメンタルヘルス対策等の経費と職員互助会への公費負担額の合計額です。

※ ②の職員互助会への公費負担額については、慶弔給付事業を市の助成金対象外としています。

(2) 職員の健康管理

職員の健康を確保するため、健康診断を実施しています。

令和5年度受診者数	403人
-----------	------

(3) 共済制度

職員の共済制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入しており、共済組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持増進事業、貸付事業など）を行っています。

(4) 公平委員会の状況

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。このため、中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができます。

春日市は、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川市等と共同して筑紫公平委員会を設置しています。その権限は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ③ 職員の苦情を処理すること。
- ④ その他法律に基づきその権限に属する事務

令和5年度の状況

業 務	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件
苦情の処理	0件

(5) 公務災害・通勤災害の状況（令和5年度）

職員が、公務中又は通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

区 分	件 数
公務災害	1件
通勤災害	0件

9 退職者の再就職の状況

春日市職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第46号）第4条第2項に基づき、次のとおり公表します。

令和5年度届出件数	0件
-----------	----